

平成22年3月4日

## 視覚障害のある人が銀行を利用する際の配慮に係る検討会（第2回）資料

京葉銀行

### 1. 窓口での振込手数料の優遇について

身体に障がいのある方が窓口で振込を行う際の振込手数料を、3月1日より下記のとおり優遇することとしました。

- (1) 「身体障害者手帳」のご提示を受け、明らかにご本人が単独でATM操作を行うことが困難であると判断できる場合は、窓口係りの判断により、振込手数料をATMで振込した場合と同額にいたします。

但し、振込依頼人名義が、障がいのある方ご本人である場合に限らせていただきます。

- (2) 「身体障害者手帳」のご提示がない場合は、役席者がご本人と面談させていただき、明らかにご本人が単独でATM操作を行うことが困難であると判断できる場合は、振込手数料をATMで振込した場合と同額にいたします。

但し、振込依頼人名義が、障がいのある方ご本人である場合に限らせていただきます。

### 2. 実地確認後の取組みについて

今回実施した実地確認で得た、視覚に障がいのある方への接遇方法等の知識や情報を全店に周知し、営業店の接遇方法等のレベルアップを図って行きたいと考えております。

また、設備面等の改善については、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上